

第 22 回 賀茂地域広域連携会議

令和元年 10 月 2 日（水）14 時～16 時
賀茂危機管理庁舎 1 階各班室

次 第

1 協議事項

(1) 自治体戦略 2040 を受けた賀茂地域のすがたを踏まえた今後の取組

○人口減少と財政運営

- 共通の電算システム導入の検討
- 足並みを揃えた独自課税導入の検討

○子育て・教育

- 広域での学校再編（組合立学校の設立等）
- 学校施設活用による持続可能なコミュニティの実現

○医療・介護

- 介護予防への注力
- 外国人労働者の検討

○公共施設・道路

- 公共施設のエリアごとの在り方

○し尿処理・生活排水

- 賀茂地区汚水処理連絡会による検討

○公共交通機関

- 地域公共交通の活性化の検討

○空間管理・防災

- 集落支援員・地域おこし協力隊制度拡充の検討

(2) 教育委員会の共同設置部会

- 大学との連携推進
- 幼児教育アドバイザーの共同設置
- 「賀茂地域教育振興方針」の方向性

(3) 若者定住専門部会

- 今後の重点項目

2 報告事項

- 賀茂地方税債権整理回収協議会

3 その他

第22回 賀茂地域広域連携会議 出席者名簿

令和元年10月2日（水）14時～16時
賀茂危機管理庁舎 1階各班室

○賀茂地域広域連携会議

所属・役職等	氏名	備考
静岡県特別補佐官	土屋 優行	
下田市長	福井 祐輔	
東伊豆町長	太田 長八	
河津町長	岸 重宏	
南伊豆町長	岡部 克仁	
松崎町長	長嶋 精一	
西伊豆町長	星野 浄晋	
静岡県議会議員 《参与》	森 竹治郎	欠席

○出席者

所属・役職等	氏名
下田市統合政策課長（幹事）	平井 孝一
東伊豆町企画調整課長（幹事）	村木 善幸
河津町企画調整課長（幹事）	後藤 幹樹
南伊豆町企画課長（幹事）	菰田 一郎
松崎町企画観光課長（幹事）	高橋 良延
西伊豆町まちづくり課長（幹事）	大谷 きよみ

（裏面あり）

○出席者

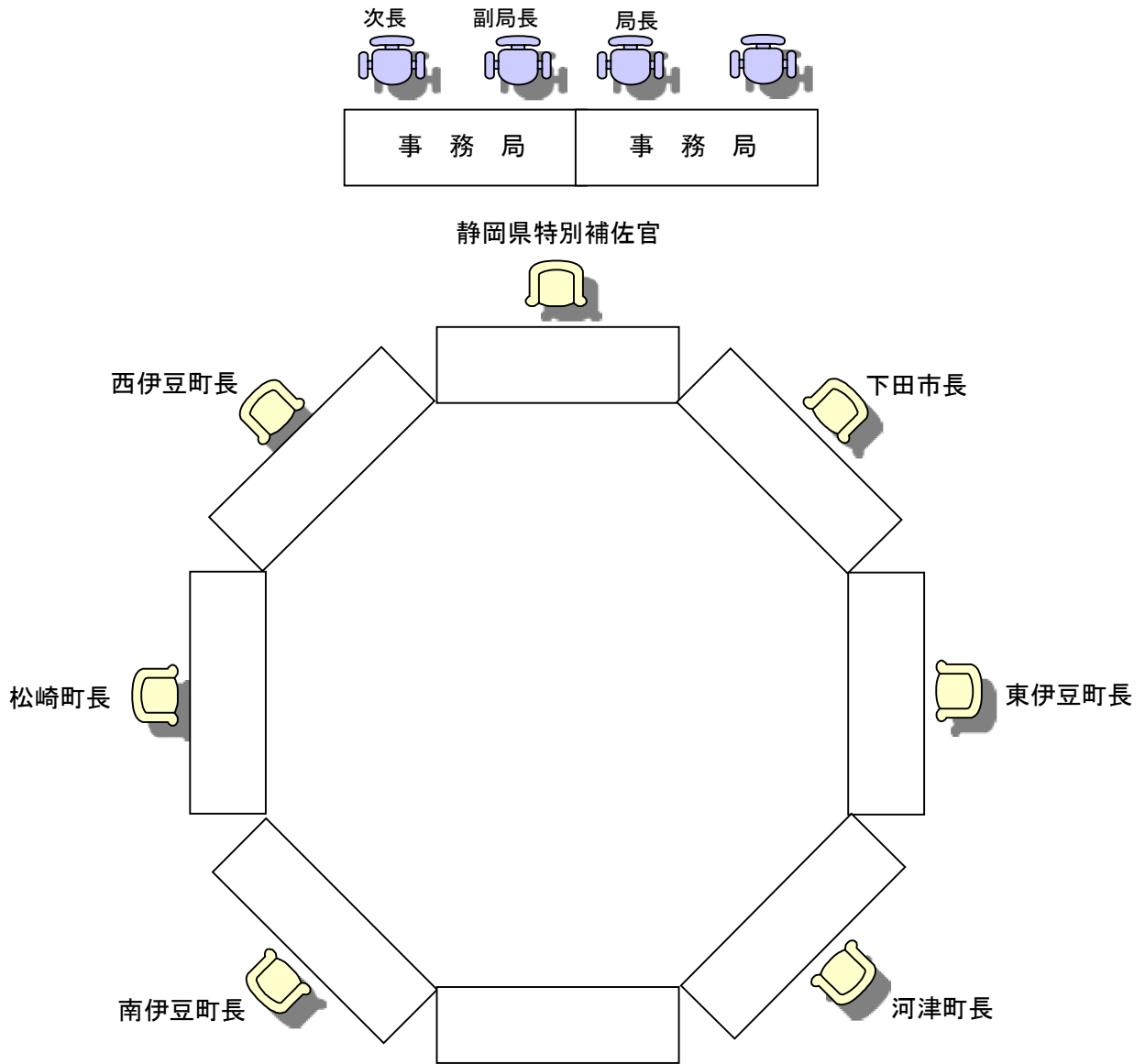
所属・役職等	氏名
美しい伊豆創造センター専務理事	植松 和男
美しい伊豆創造センター事務局長	瀧口 浩一
静岡県経営管理部地域振興局地域振興課課長代理	鈴木 一志
静岡県くらし・環境部政策管理局企画政策課参事	小池 美也子
静岡県くらし・環境部県民生活局多文化共生課課長代理	米山 紀子
静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課ものづくり人材班班長	大村 圭子
静岡県交通基盤部都市局生活排水課整備班長	長谷川 孝幸
静岡県教育委員会教育政策課 主査	田中 理一
静岡県経営管理部地域振興局地参事（東部総合庁舎駐在）	片岡 達也
静岡県賀茂広域消費生活センター所長	野毛 勉
静岡県賀茂地域局参事兼危機管理課長	水野 武
静岡県下田財務事務所長	山下 哲宏
静岡県賀茂健康福祉センター所長	山下 正芳
静岡県賀茂健康福祉センター医監兼賀茂保健所長	本間 善之
静岡県賀茂農林事務所長	伊藤 晃
静岡県下田土木事務所長	森本 哲生
静岡県下田土木事務所次長兼企画検査課長	戸塚 博文

○事務局

所属・役職等	氏名
静岡県賀茂地域局長	山口 武史
静岡県賀茂地域局副局長兼賀茂危機管理監	松木 正一郎
静岡県賀茂地域局次長兼地域課長（幹事長）	柴 浩行
静岡県賀茂地域局地域課地域班長	飯田 雅之

第 22 回 賀茂地域広域連携会議 席次

令和元年 10 月 2 日（水）14 時～16 時
賀茂危機管理庁舎 1 階各班室



	職業能力開発課 多文化共生課 企画政策課 米山課長代理 小池参事	地域振興課 美伊豆 美伊豆 鈴木課長代理 植松専務理事 瀧口事務局長	幹事
報道機関	生活排水 教育政策課 下田財務 山下所長	賀茂農林 下田土木 下田土木 伊藤所長 森本所長 戸塚次長	幹事
報道機関	地域振興 地域振興課 地域振興課 片岡参事	賀茂健福 賀茂健福 消費生活 山下所長 本間医監 野毛所長	陪 席
報道機関	陪 席	賀茂危機 水野参事 陪席	陪 席

賀茂地域広域連携会議 テーマの検討状況

区分	テーマ (部会長)	開催時期及び 今後の予定	検討内容等
行政分野の 連携	1	消費生活センターの共同設置 (県民生活課)	定期的に運営協議会を開催 ○「賀茂広域消費生活センター」を平成28年4月に設置
	2	教育委員会の共同設置 (教育総務課・義務教育課)	第12回 H29. 2. 6 第13回 5. 10 第14回 7. 31 第15回 11. 13 第16回 H30. 1. 31 第17回 5. 7 第18回 7. 23 第19回 9. 26 第20回 11. 29 第21回 H31. 2. 20 第22回 R1. 5. 20 第23回 R1. 8. 27 ○「賀茂地域教育振興方針」を平成29年2月21日に策定 ○「賀茂地域教育振興センター」を平成29年4月に開所 (指導主事の共同設置) ○H31. 2/20 専門部会において、賀茂地域高校魅力化推進協議会 (全体会) のキックオフ (第1回) 会議として意見交換を実施。今後の検討の方向性や、来年度は県教委 (県立高校の設置者) として高校教育課の関わりを強めて推進していくこと等についての共通認識を整理。また、指導要録の電子化の取組状況、外国語指導助手 (ALT) の活用手法について情報共有等を実施 ○R1. 5/20 専門部会において、平成30年度の取組の確認、今後の検討事項、高校の魅力化について協議を実施 ○R1. 8/27 専門部会において、令和元年度の重点取組における情報共有及び「賀茂地域教育振興方針」の今後の方向性等について協議を実施
	3	税の徴収事務の共同処理 (税務課・市町行財政課)	第5回 H29. 8. 17 第6回 9. 29 第7回 10. 24 今後、定期的に運営委員会を開催 ○「賀茂地方税債権整理回収協議会」を平成28年4月に設置 ○平成30年度以降の共同徴収の継続決定 (平成29年12月15日基本協定締結)
	4	監査事務の共同化 (市町行財政課)	第2回 H28. 7. 7 第3回 10. 7 第4回 11. 25 ○「監査のあり方」を踏まえた、監査事務様式・マニュアル等の共有化 ○「賀茂地域監査事務連絡会議」の設置
	5	災害時における人的・技術的支援体制の構築 (土木防災課)	第2回 H28. 4. 25 ○『賀茂地域「ふじのくに災害復旧支援隊」派遣要領』を平成28年8月に施行 ○『静岡県「ふじのくに災害復旧支援隊」派遣要領』を平成29年4月に施行 (拡大)
	6	地籍調査の共同実施 (農地計画課)	第6回 H28. 5. 24 第7回 7. 4 第8回 8. 9 第9回 8. 25 第10回 9. 26 ○「賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定」を平成28年10月19日に締結し、「賀茂地域地籍調査協議会」を設置 ○共同実施を平成29年4月から開始
	7	地域包括ケアシステムの構築・運用 (長寿政策課)	第19回 H29. 6. 2 第20回 6. 14 第21回 6. 29 第22回 8. 9 第23回 8. 17 第24回 9. 15 第25回 10. 16 第26回 11. 15 ○「賀茂地域における介護事業所指定・指導監督の共同実施に関する基本協定」を平成29年12月15日に締結し、「賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会」を設置 ○県、賀茂地域1市5町及び民間 (3師会 (医師会、歯科医師会、薬剤師会)) が一体となり、「賀茂地域における住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す基本協定」を平成30年2月19日に締結し、「賀茂地域健康寿命延伸等協議会」を設置
	8	技術的・専門的知識を要する事務の共同処理 (技術職員の共同利用) (市町行財政課)	第1回 H28. 7. 7 第2回 10. 7 第3回 11. 25 ○『「技術的・専門的知識を有する職員」の共同利活用～「技術的・専門的知識を要する事務」の共同処理マニュアル～』策定
	9	公共施設の長寿命化、共同活用・管理 (水道事業) (市町行財政課・水利用課)	第5回 H29. 2. 2 第6回 8. 10 第7回 11. 6 第8回 H30. 1. 16 第9回 4. 17 第10回 7. 3 第11回～今後調整 ○市町が策定する「経営戦略・水道ビジョン」策定に係る共通仕様書を取りまとめ ○同策定のサポート

区分	テーマ (部会長)	開催時期及び 今後の予定	検討内容等
官民・民 の連携	10	伊豆半島クリーン作戦	第4回 H28. 6. 17 第5回 8. 26
	11	伊豆半島食の祭典	第6回 11. 7 第7回 12. 27
	12	伊豆半島周遊ルートの開発	第8回 H29. 8. 3
	13	歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり	
	14	若者定住 (賀茂地域局)	第1回 H29. 6. 6 第2回 7. 7 第3回 8. 2 第4回 9. 7 第5回 10. 5 第6回 12. 1 第7回 H30. 3. 16 第8回 4. 16 第9回 6. 13 第10回 7. 11 第11回 10. 12 第12回 12. 25 第13回 H31. 1. 28 第14回 3. 13 第15回 4. 23 第16回 R1. 5. 16 第17回 6. 25 第18回 8. 29 第19回 9. 26

○平成27年度に15ヵ所（7市6町）で清掃活動を実施（約1,500人参加）
（平成28年度は美しい伊豆創造センターが自主事業化）

○平成27年度に伊豆半島内の道の駅7箇所を含め、全10回、物産展を開催
（平成28年度は美しい伊豆創造センターが自主事業化）

○南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会と連携した観光周遊モデルルートの策定、オープンデータの公開等

○観光周遊サイト（デカケル JP）及び賀茂地区歴史的建造物地域資源調査結果の利活用

○「賀茂の子づくり」の理念を具現化した「高校生の KAMO マルシェ」「Wikipedia Town in 賀茂地域」「高校生が地域産業を学ぶインターンシップ」「賀茂地域ではたらくのりもの大集合！」を実施

○移住相談受付窓口のワンストップ化を検討

○相談初期受付時の対応機能の充実・強化

○「賀茂地域1市5町の基本情報」のパンフレットを作成

○転出入時任意アンケートの全市町導入（基本項目共通化）

○新成人に対する任意アンケートの全市町実施

○第17～19回の専門部会において、「今後の若者定住専門部会のあり方」、「利便性の高い窓口づくり」、「賀茂の子づくり」及び「具体的な行動・推進装置づくり」を中心に検討・意見交換等を実施

○移住相談窓口担当者向け相談スキルアップ研修会の開催（9/26）

○高校生の KAMO マルシェ 2019（11/4）

賀茂地域広域連携会議設置要綱の一部改正について

1 改正理由

- (1) 土屋副知事の退任及び特別補佐官への就任による
- (2) 幹事会の運営を効率的かつ効果的に行うため、検討協議の補佐的機能としてのワーキンググループの設置を認める

2 改正内容

- (1) 第3条（組織）別表1の改正
- (2) 第8条（幹事会の会議等）第4項の追加

3 新旧対照表

改 正 前	改 正 後																																
<p>(組織)</p> <p>第3条 広域連携会議は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>2 議長は、静岡県副知事をもって充てる。</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 広域連携会議は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>2 議長は、静岡県特別補佐官をもって充てる。</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>																																
<p>(幹事会の会議等)</p> <p>第8条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。</p> <p>2 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会構成員を長とした専門部会を設置することができる。</p> <p>3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>	<p>(幹事会の会議等)</p> <p>第8条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。</p> <p>2 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会構成員を長とした専門部会を設置することができる。</p> <p>3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p><u>4 幹事長は、必要があると認めるときは、専門部会の設置等に関するワーキンググループを設置することができる。</u></p>																																
<p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 属</th> <th style="text-align: center;">役 職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県</td> <td style="text-align: center;">静岡県副知事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下田市</td> <td style="text-align: center;">市長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東伊豆町</td> <td style="text-align: center;">町長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">河津町</td> <td style="text-align: center;">町長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南伊豆町</td> <td style="text-align: center;">町長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松崎町</td> <td style="text-align: center;">町長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西伊豆町</td> <td style="text-align: center;">町長</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	役 職	静岡県	静岡県副知事	下田市	市長	東伊豆町	町長	河津町	町長	南伊豆町	町長	松崎町	町長	西伊豆町	町長	<p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 属</th> <th style="text-align: center;">役 職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県</td> <td style="text-align: center;">静岡県特別補佐官</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下田市</td> <td style="text-align: center;">市長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東伊豆町</td> <td style="text-align: center;">町長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">河津町</td> <td style="text-align: center;">町長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南伊豆町</td> <td style="text-align: center;">町長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松崎町</td> <td style="text-align: center;">町長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西伊豆町</td> <td style="text-align: center;">町長</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	役 職	静岡県	静岡県特別補佐官	下田市	市長	東伊豆町	町長	河津町	町長	南伊豆町	町長	松崎町	町長	西伊豆町	町長
所 属	役 職																																
静岡県	静岡県副知事																																
下田市	市長																																
東伊豆町	町長																																
河津町	町長																																
南伊豆町	町長																																
松崎町	町長																																
西伊豆町	町長																																
所 属	役 職																																
静岡県	静岡県特別補佐官																																
下田市	市長																																
東伊豆町	町長																																
河津町	町長																																
南伊豆町	町長																																
松崎町	町長																																
西伊豆町	町長																																

賀茂地域広域連携会議設置要綱（一部改正後）

（設置）

第1条 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下、「賀茂地域」という。）における連携強化、一体的な振興を図るための方針や計画の決定等を行うことを目的とし、賀茂地域広域連携会議（以下、「広域連携会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 広域連携会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の課題解決に向けた広域連携の方針又は計画協議に関すること。
- (2) 決定した方針又は計画実現のために必要な県・市町事業の連携調整に関すること。
- (3) 県・市町の連携協約制度等を活用した事務執行体制の検討に関すること。
- (4) その他、広域連携推進のために必要な協議に関すること。

（組織）

第3条 広域連携会議は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 議長は、静岡県特別補佐官をもって充てる。

3 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議）

第4条 広域連携会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

（参与）

第5条 広域連携会議には、必要に応じて参与を置くことができる。

2 参与は、広域連携会議において意見を述べることができる。

（幹事会）

第6条 広域連携会議の所掌事務に関し、幹事会を置く。

（幹事会の構成）

第7条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者を幹事とし組織する。

2 幹事会に幹事長を置き、幹事長は静岡県賀茂地域局次長兼地域課長をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会を主宰する。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による幹事以外の者を加えることができる。

（幹事会の会議等）

第8条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会構成員を長とした専門部会を設置することができる。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、専門部会の設置等に関するワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第9条 広域連携会議及び幹事会の庶務は、静岡県賀茂地域局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月2日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

所 属	役 職
静岡県	静岡県特別補佐官
下田市	市長
東伊豆町	町長
河津町	町長
南伊豆町	町長
松崎町	町長
西伊豆町	町長

別表 2 (第 7 条関係)

所 属	役 職
静岡県賀茂地域局	次長兼地域課長
下田市	統合政策課長
東伊豆町	企画調整課長
河津町	企画調整課長
南伊豆町	企画課長
松崎町	企画観光課長
西伊豆町	まちづくり課長

第22回 賀茂地域広域連携会議 別冊資料

タイトル	ページ
「自治体戦略2040を受けた賀茂地域のすがた」を踏まえた今後の取組の提案	1
賀茂地域における自治体クラウドの更新時期と今後の整理	3
外国人の活躍推進	6
外国人技能実習制度及び特定技能制度説明会の開催	7
静岡県内在住外国人の概況	8
やさしい日本語の普及	11
集落支援員について	13
集落支援員(県設置)の活用について	14
教育委員会の共同設置専門部会	15
静岡大学「地域づくりを学ぶ社会人コース」について	17
「静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学と賀茂1市5町の相互連携に関する協定」に基づく交流拠点施設の整備について	18
若者定住専門部会	19
賀茂地方税債権整理回収協議会の取組	21

「自治体戦略 2040 を受けた賀茂地域のすがた」を踏まえた今後の取組の提案

大分野	第 21 回広域連携会議決定事項	幹事会(第 27、28、29 回)の主な意見等	今後の取組(案)
人口減少と 財政運営	・ 共通の電算システムの導入検討を始める	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27 賀茂 1 市 5 町で共通クラウドシステム導入検討 コストメリットが無く、下田市、東伊豆町は単独システムを継続 賀茂 4 町(河津、南伊豆、松崎、西伊豆) 共通クラウドシステム ・ 下田市、東伊豆町は、令和 4 年度にシステム更新予定 ・ 国が行政システムについて、全国的に統一する可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の動向等を注視 ・ 幹事会で、賀茂 1 市 5 町でのシステム導入を継続検討
	・ 足並みを揃え、独自課税の導入を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定外課税をするのであれば、自治体が単独で実施 ・ 法定外課税制度は、自治体権限の根幹 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町で対応
子育て・教育	・ 広域での学校再編(組合立学校の設立等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町内での学校再編が最優先、広域の学校再編は時期尚早 ・ 1 市町 1 校ではいじめを避ける転校が難しく、市町域を超えた転校の議論は必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会の共同設置専門部会で、令和 2 年度から市町域を超えた学校統合に関する研究を開始
	・ 学校施設活用による持続可能なコミュニティの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「集落支援員・地域おこし協力隊制度拡充」分野と合わせて議論 	<ul style="list-style-type: none"> ・ -
医療・介護	・ 介護予防への注力	<ul style="list-style-type: none"> ・ - 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賀茂地域健康寿命延伸等協議会で対応
	・ 外国人労働者の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者については、医療・介護分野に留まらない活用を検討 ・ 外国人比率は県平均 2.40%に対して賀茂地域 0.85%と少ない状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会で、必要に応じて外国人労働者の活用を検討
公共施設・道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設のエリアごとのあり方 ・ 長寿命化を推進 ・ エリアごとの施設の在り方(施設総量の適正化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町ごとの個別施設計画の策定後(R 2)に広域連携を検討 ・ 広域的な施設(下田市民文化会館、敷根公園)は 1 市 5 町や民間で使用 ・ 今後の施設のあり方や利用方法等には民間の意見聴取が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会で、各施設の利用率等を整理の上、広域的利用を検討 ・ 必要に応じて民間の意見を聴取
し尿処理・生活排水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賀茂地区汚水処理連絡会による検討の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ - 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賀茂地区汚水処理連絡会で対応
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通の活性化の検討 ・ 交通事業者と連携して地域の公共交通の活性化について検討 ・ MaaS など ICT を活用した公共交通機関の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通網に関して、賀茂 1 市 5 町だけで協議することは不適 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南伊豆・西伊豆公共交通活性化協議会で対応 ・ 東伊豆・中伊豆公共交通活性化協議会で対応
空間管理・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落支援員・地域おこし協力隊制度拡充の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の各区長などを集落支援員として活用することは不適 ・ 他県の具体的な活用方法について説明 ・ 広域の地域課題等に対して、県が集落支援員を雇用することは可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度からの集落支援員の採用を推進 ・ 1 市 5 町の共通課題等に対応するため、県でも集落支援員の採用を推進

賀茂地域における自治体クラウドの更新時期と今後の整理

- 更新のタイミングを各市町が令和4年度又は令和8年度に合わせ、共同発注することのできる可能性がある。
- 賀茂4町(河津、南伊豆、松崎、西伊豆)は既に共通のクラウドシステムを導入している。
 - ・事務手続の標準化(統一)による業務の効率化(共通仕様となることで賀茂4町の連携がとりやすい)
 - ・情報システムの管理、運用業務の軽減
 - ・共通システムによる節約効果は、開発時にあるのみ
- 下田市は日立システムズを使用しているが、令和4年度に更新予定。
- 東伊豆町はSBS情報システムを使用しているが、令和4年に更新予定。

市町	ベンダ	設置時期	更新時期	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
下田市	日立システムズ	H29.10	R4			↓			↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
東伊豆町	SBS情報システム	H28.4	R4		↓				↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
河津町	TKC	H28.3	R2、R7		↓			↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
南伊豆町	TKC	H28.12	R3、R8		↓			↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
松崎町	TKC	H28.11	R3、R8		↓			↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
西伊豆町	TKC	H28.11	R3、R8		↓			↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔

行政システム 全国統一へ

自治体職員の負担軽減

政府 10年以内に

政府は、全国の市区町村で使われている行政システムを今後10年以内に同じ仕様に統一する方針を固めた。自治体職員の減少を見据え、システムの保守・管理にかかる負担を軽減する狙いがある。近く国と自治体、関連企業で構成する検討会を設け、具体的な検討に入る。

政府が6月中にまとめる「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」に方向性を明記する。市区町村の実務担当者の意見を踏まえ、まず、住民基本台帳などの情報を管理するシステムから仕様に統一に着手する。来夏までに全国共通の設計書を作成し、これに基づいて開発した新システムを各自治体に導入してもらう。政府は2020年代後半までの移行完了を想定している。その後、住民税などを扱う他の行政システムにも仕様統一を拡大し、29年までに終えたい考えだ。導入費

行政システム 住民の転出・転入といった住民基本台帳に関する情報や、住民健康保険などに管理しとる情報を、各自治体で管理しているシステム。自治体ごとの開発、導入の仕組みはバラバラで、事務管理が

用は自治体の負担になるが、政府による補助についても検討が行われる見通し。現在の行政システムの仕様は自治体ごとに異なり、保守・管理の職員を独自に配置する必要に迫られている。同じシステムを使うようになれば、保守・管理のノウハウを共有することで業務の効率化につながるほか、国の制度改正に伴う改修などにかかる手間も省けるようになる。省力化で他の業務に職員を回し、行政サービスを強化できると見られる。総務省の試算では、少子

化の影響で、40年には市区町村職員が13年比で10〜20%程度減ると見込まれている。政府関係者は「保守・管理を担当していた職員をAI(人工知能)など先端技術を扱う業務に充てることでできれば、行政業務の効率化がいつそう望める」と話している。

AI導入自治体共同で

人口減を受け、人工知能(AI)を活用して住民サービス向上や業務効率化を図る自治体の増加を目指す総務省は、複数市町村が共同して関連システムを導入・利用するよう促す方針を決めた。単独での導入はコストが高く、小規模自治体への普及が期待できないのが理由。2020年度に全国7カ所程度でモデル事業を実施し、ノウハウを蓄積して全国に広めたい考えだ。

自治体とAI 総務省は将来的に地方公務員の減少が見込まれるとして、定型的な仕事は人工知能(AI)などに任せ、職員は住民サービスの企画、立案などに注力する必要があるとの考えを示している。導入は、財政規模が大きい大都市などで少しずつ進んでいる。専門知識がある職員が少ない小規模市町村を含めて普及させるには、国の支援が不可欠となる。

総務省 20年度にモデル事業

住民サービス向上へ

静岡 1.9.23 岡

総務省が自治体現場にAIを普及させる背景には、人口減に伴い将来、現状より少ない職員で行政サービスを維持しなければならぬなどの危機感がある。導入すれば、証明書の申請方法といった住民からの問い合わせに24

自治体でのAI活用例

- 住民からの問い合わせに24時間、自動応答するサービスを提供
- 保育所を利用できる家庭の選考に活用
- 各種会議の議事録を自動作成
- 将来的には、施策の効果を予測できる可能性も

時間、自動で応答するサービスや、保育所利用を希望する人の中から入所者を選考する業務などに活用できる。7カ所程度を予定するモデル事業は、複数の市町村とIT企業でつくるグループで実施。どのような分野でAIを活用できるか協議し、必要なシステムを開発する。総務省は数千万円を上限に費用を負担する方針。参加グループは公募する。

住民の記録や税金などの業務に使っているコンピュータシステムは現在、自治体ごとに仕様が異なり、維持更新費が膨らんでいる。AIシステムの共同導入は人口減で税収の先細りが見込まれる中、自治体の支出を効率化する狙いもある。

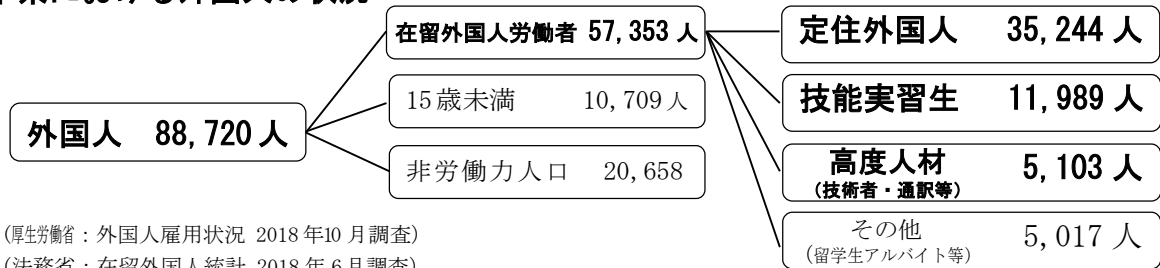
外国人の活躍促進

(就業支援局職業能力開発課)

1 要 旨

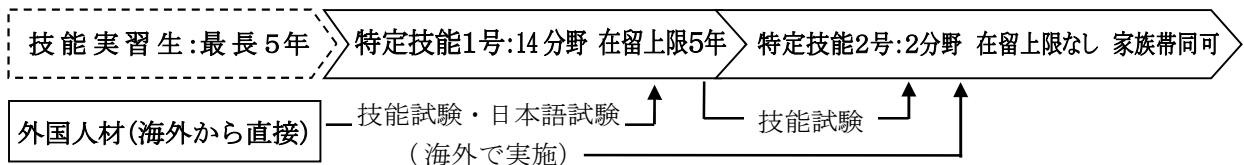
本年4月から新たな在留資格「特定技能」がスタートし、外国人の受入れ拡大が見込まれている。県では、定住外国人や外国人技能実習生などの外国人県民が、いきいきとその持てる能力を生かして本県で活躍できるよう支援している。

2 本県における外国人の状況



3 国の新たな在留資格 (2019年4月1日～)

※今後5年間で約34万人を受入れ予定



特定技能1号 (14分野)	介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
特定技能2号 (2分野)	建設、造船・船用工業

4 主な施策とスケジュール

区分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定住外国人	ロールモデル作成・情報発信 定着支援コーディネーター配置・アドバイザー派遣										
技能実習生	特定技能説明会・共生セミナー ● 5/13 浜松市 ● 5/29 三島市 ● 5/31 静岡市 ● 6/14 静岡市 (介護分野) ● 7/5 沼津市 ● 7/25 袋井市 ● 7/30 吉田町 ● 9/5 富士市 ● 9/27 浜松市 ● 10/3 藤枝市 ● 10/16 静岡市清水区 ● 10/21 下田市 <9月補正> 特定技能分野別説明会 共生セミナー 14分野別 技能検定対応日本語研修・実技研修										
高度人材	● 10/6～12 海外合同面接会等(モンゴル) ● 海外合同面接会(インドネシア)										

外国人技能実習制度及び 特定技能制度説明会の開催

第4弾!

参加費
無料

外国人材の受入れを検討されている企業の方々などを対象に、新たな在留資格「特定技能」及び外国人技能実習制度の概要、両制度の相違点、外国人材受入れに関する注意事項、地域や職場での共生の好事例、具体的な事例を交えた外国人労働者の雇用ルールなどをわかりやすく解説する説明会の第4弾を県内3会場で開催します。

忙しい企業関係者の皆様にとって、制度の概要や外国人労働者の雇用ルールなどを学ぶことができる絶好の機会です。多くの皆様の御参加をお待ち申し上げます。

藤枝会場 令和元年10月3日(木曜日)
藤枝市産学官連携推進センター(Bivi藤枝)1階(藤枝市前島1-7-10)

静岡市 令和元年10月16日(水曜日)
清水会場 静岡市役所清水庁舎3階清水ふれあいホール(静岡市清水区旭町6-8)

下田会場 令和元年10月21日(月)
静岡県下田総合庁舎2階第3会議室(下田市中531-1)

日時、内容

12:00~12:30 受付 12:30~12:40 開会挨拶
12:40~13:40 名古屋出入国在留管理局説明 13:40~13:50 休憩
13:50~15:10 JITCO(国際研修協力機構)説明
15:10~15:30 静岡労働局説明
15:30~15:55 地域共生先進事例報告
15:55~16:25 質疑応答

参加対象

外国人技能実習生や「特定技能」による外国人材の受入れを検討、あるいは受け入れている県内企業、団体、個人
改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される静岡県内
所在の企業、団体、個人 等

定員

各会場 100人

申込み

「ふじのくに電子申請サービス」からお申込みください。

藤枝会場申込



静岡市清水会場申込



下田会場申込



静岡県職業能力開発課ホームページからもお申し込みいただけます。
「静岡県職業能力開発課」で検索ください。

※駐車場台数に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を御利用ください。また、お車の場合は、乗り合わせてお越してください。なお、静岡市清水会場は近隣のコインパーキングの御利用をお願いします。

主催、共催

主催：静岡県
共催：静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、一般社団法人
静岡県経営者協会、一般社団法人静岡県商工会議所連合会、藤枝市、
島田市、焼津市、静岡市、下田市、賀茂地域局、静岡労働局

問合せ

▶ 静岡県 経済産業部 職業能力開発課 ▶ 電話：054-221-2820
▶ メール：syokunow@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県内在住外国人の概況

(静岡県くらし・環境部 多文化共生課)

○ 概要

- ・ 県内の在留外国人数は、平成2年6月の出入国管理及び難民認定法改正を契機に日系南米人を中心に増加を続けたが、平成20年後半の世界的経済危機の影響を受け、平成21年から連続して減少。平成27年に約7年ぶりに増加に転じ、平成30年末には、前年比7.5%増の92,459人となった。
- ・ 国籍別では、ブラジル人が最も多く(31.9%)、近年、ベトナム人が急増している。

(1) 外国人住民数の推移

法務省：在留外国人統計（H23までは外国人登録者数）

	H1末	H20末	H27末	H28末	H29末	H30末	前期増減率
全 国	984,455	2,217,426	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093	106.6%
静 岡 県	15,786	103,279	76,081	79,836	85,998	92,459	107.5%
賀茂地域	—	511	449	465	505	546	108.1%
下 田	—	200	188	185	191	210	109.9%
東伊豆	—	89	90	103	121	139	114.9%
河 津	—	35	34	35	41	40	97.6%
南伊豆	—	40	39	38	36	37	102.8%
松 崎	—	35	24	26	27	28	103.7%
西伊豆	—	112	74	78	89	92	103.4%

*静岡県は全国8位。

*H30末の住民基本台帳に基づく本県の外国人数は89,341人、120か国・地域。

(2) 国籍別在留外国人数（上位4位）

ア 全国

法務省：在留外国人統計

	中国	韓国	ベトナム	フィリピン
H29末	730,890人 (28.5%)	450,663人 (17.6%)	262,405人 (10.2%)	260,553人 (10.2%)
H30末	764,720人 (28.0%)	449,634人 (16.5%)	330,835人 (12.1%)	271,289人 (9.9%)
対前期比	104.6%	99.8%	126.1%	104.1%

イ 静岡県

	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム
H29 末	27,993 人 (32.6%)	16,026 人 (18.6%)	11,573 人 (13.5%)	6,857 人 (8.0%)
H30 末	29,535 人 (31.9%)	16,859 人 (18.2%)	11,853 人 (12.8%)	9,305 人 (10.1%)
対前期比	105.5%	105.2%	102.4%	135.7%

ウ 賀茂地域

	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム
H29 末 (賀茂地域)	11 人 (2.2%)	70 人 (13.9%)	120 人 (23.8%)	14 人 (2.8%)
下 田	4 人 (2.1%)	36 人 (18.8%)	31 人 (16.2%)	2 人 (1.0%)
東伊豆	6 人 (5.0%)	9 人 (7.4%)	34 人 (28.1%)	1 人 (0.8%)
河 津	1 人 (2.4%)	3 人 (7.3%)	7 人 (17.1%)	1 人 (2.4%)
南伊豆	-人 (-%)	3 人 (8.3%)	4 人 (11.1%)	2 人 (5.6%)
松 崎	-人 (-%)	4 人 (14.8%)	7 人 (25.9%)	-人 (-%)
西伊豆	-人 (-%)	15 人 (16.9%)	37 人 (41.6%)	8 人 (9.0%)
H30 末 (賀茂地域)	10 人 (1.8%)	73 人 (13.4%)	136 人 (24.9%)	22 人 (4.0%)
※下段対前期比	90.9%	104.3%	113.3%	157.1%
下 田	4 人 (1.9%)	39 人 (18.6%)	31 人 (14.8%)	7 人 (3.3%)
	100.0%	108.3%	100.0%	350.0%
東伊豆	6 人 (4.3%)	11 人 (7.9%)	37 人 (26.6%)	12 人 (8.6%)
	100.0%	122.2%	108.8%	1200.0%
河 津	-人 (-%)	2 人 (5.0%)	6 人 (15.0%)	1 人 (2.5%)
	0.0%	66.7%	85.7%	100.0%
南伊豆	-人 (-%)	4 人 (10.8%)	5 人 (13.5%)	2 人 (5.4%)
	-%	133.3%	125.0%	100.0%
松 崎	-人 (-%)	4 人 (14.3%)	7 人 (25.0%)	-人 (-%)
	-%	100.0%	100.0%	-%
西伊豆	-人 (-%)	13 人 (14.1%)	50 人 (54.3%)	-人 (-%)
	-%	86.7%	135.1%	0.0%

静岡県市町別在留外国人数（2018年12月末現在・全国上位8か国・地域）

	総数	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	台湾	米国	その他	推計人口	外国人人口比率
下田市	210	31	27	7	39	4	1	27	11	63	21,418	0.98%
東伊豆町	139	37	16	12	11	6	6	24	9	18	11,871	1.17%
河津町	40	6	6	1	2	-	1	10	1	13	6,962	0.57%
南伊豆町	37	5	6	2	4	-	-	1	2	17	8,041	0.46%
松崎町	28	7	2	-	4	-	-	1	3	11	6,350	0.44%
西伊豆町	92	50	8	-	13	-	-	7	2	12	7,503	1.23%
賀茂地域局管内	546	136	65	22	73	10	8	70	28	134	62,145	0.88%
沼津市	4,300	751	362	524	1,170	218	118	64	72	1,021	190,554	2.26%
熱海市	529	118	94	46	76	20	43	21	23	88	36,466	1.45%
三島市	1,425	241	174	153	205	172	28	25	39	388	108,772	1.31%
富士宮市	2,304	395	92	465	281	433	81	20	9	528	129,123	1.78%
伊東市	570	130	64	9	142	6	23	33	36	127	66,061	0.86%
富士市	5,663	818	412	726	1,025	1,343	74	40	50	1,175	245,728	2.30%
御殿場市	2,309	361	156	168	617	473	18	74	30	412	87,666	2.63%
裾野市	761	126	33	98	151	124	5	26	12	186	51,544	1.48%
伊豆市	250	51	27	14	41	18	7	12	5	75	29,742	0.84%
伊豆の国市	615	91	48	142	108	45	17	12	15	137	47,187	1.30%
函南町	322	46	36	54	66	10	5	14	10	81	36,905	0.87%
清水町	1,247	72	35	96	664	170	8	8	4	190	32,214	3.87%
長泉町	388	90	73	53	50	28	9	3	6	76	43,188	0.90%
小山町	187	18	13	33	23	36	1	4	4	55	18,907	0.99%
東部地域局管内	20,870	3,308	1,619	2,581	4,619	3,096	437	356	315	4,539	1,124,057	1.86%
静岡市	10,053	2,261	1,293	1,161	1,345	611	619	154	201	2,408	694,643	1.45%
島田市	1,291	278	43	200	293	178	20	6	13	260	96,326	1.34%
焼津市	4,179	423	112	410	1,707	829	42	7	16	633	137,140	3.05%
藤枝市	1,687	313	98	158	333	264	27	15	22	457	142,587	1.18%
牧之原市	1,969	187	18	205	335	1,028	2	5	7	182	44,381	4.44%
吉田町	1,519	270	14	211	391	308	59	1	7	258	28,998	5.24%
川根本町	84	50	-	8	13	2	-	-	-	11	6,517	1.29%
中部地域局管内	20,782	3,782	1,578	2,353	4,417	3,220	769	188	266	4,209	1,150,592	1.81%
浜松市	25,162	2,583	1,226	2,550	3,878	9,890	268	154	157	4,456	793,695	3.17%
磐田市	8,117	524	116	454	1,156	4,740	26	21	19	1,061	166,533	4.87%
掛川市	4,479	616	71	293	1,023	1,828	28	11	36	573	115,028	3.89%
袋井市	4,438	357	76	436	357	2,545	72	17	12	566	86,828	5.11%
湖西市	3,153	194	43	257	196	1,686	19	2	8	748	58,368	5.40%
御前崎市	1,075	76	16	80	355	368	7	9	1	163	31,631	3.40%
菊川市	3,472	208	19	162	765	2,057	-	2	2	257	47,274	7.34%
森町	365	69	10	117	20	95	2	-	3	49	17,837	2.05%
西部地域局管内	50,261	4,627	1,577	4,349	7,750	23,209	422	216	238	7,873	1,317,194	3.82%
合計(2018年12月)	92,459	11,853	4,839	9,305	16,859	29,535	1,636	830	847	16,755	3,653,988	2.53%
前年(2017年12月)	85,998	11,573	4,827	6,857	16,026	27,993	1,301	824	826	15,771		
対前年(%)	107.5%	102.4%	100.2%	135.7%	105.2%	105.5%	125.7%	100.7%	102.5%	106.2%		
対前年(人)	6,461	280	12	2,448	833	1,542	335	6	21	984		

やさしい日本語の普及

(県民生活局 多文化共生課)

1 要旨

- ・災害時に外国人に対する情報発信手段として、多言語によることに限界があるため、在住外国人の多数が理解できるやさしい日本語での情報発信が有効であることから、災害時のやさしい日本語の普及に努めている。
- ・同時に、防災以外の日常生活においても、日本人が言葉の壁を越えて外国人とのコミュニケーションを図る手段としても有効であると考えられることから、多文化共生意識普及プロジェクト等においても、普及に努めていく。

2 やさしい日本語とは

- ・外国人にもわかりやすいように配慮した簡単な日本語のこと
- ・特に、災害時、国籍や言葉も異なる多くの外国人被災者に、迅速・正確・簡潔に災害情報を伝えるために、弘前大学 佐藤和之教授を中心にしたグループが普及に努めている。

【やさしい日本語に言い換えるためのルールの例】

- ① 重要度が高い情報に絞る
- ② あいまいな表現を避ける
- ③ 難解な語彙を言い換える(今朝→今日 朝)、どうしても必要な難解語彙にはやさしい日本語を添える(余震〈後で来る地震〉)
- ④ 複雑でわかりにくい表現は、文の構造を簡単にする(二重否定は使わない、否定文の疑問形は使わない、など)
- ⑤ 外来語、擬態語に気をつける。

【言い換えの事例】

言い換え前	言い換え後
高台に避難してください。	<small>たか</small> 高い <small>ばしょ</small> 場所へ <small>に</small> 逃げて ください。
氏名を記入してください。	<small>なまえ</small> 名前を <small>か</small> 書いて ください。
おかけになってお待ちください。	そこで <small>いす</small> 椅子に <small>すわ</small> って <small>ま</small> 待っていて ください。
支払い期限は〇月×日です。	〇月×日までに、 <small>かね</small> お金を <small>はら</small> って ください。
身分証明書を見せていただけますか。	<small>くるま</small> 車の <small>めんきょしょう</small> 免許証は ありますか。 <small>み</small> 見せて ください。
折り返しお電話します。	あとで/ <small>しら</small> 調べてから、 <small>でんわ</small> 電話します。 <small>すこ</small> 少し <small>ま</small> 待っていて ください。

3 市町の取組状況

・平成31年度評価時の実績 23市町

災害時緊急情報、津波避難ビル等の表示、防災パンフレット、生活情報パンフレット、庁内案内表示（袋井市、菊川市）、国保だより（沼津市）、やさしい日本語マニュアル（浜松市、焼津市、掛川市、袋井市、湖西市）、市民向けやさしい日本語講座開催（浜松市、富士市、菊川市）等

「やさしい日本語」の活用 まとめ

	市町名	庁内マニュアル	庁内職員向け講座	日本人向け講座	外国人向け講座	地震防災ガイドブック	避難生活ガイドブック	その他取組	具体事例
1	静岡市		○			活用を検討中	活用を検討中	○	
2	浜松市	○	○	○			○	○	避難所内コミュニケーションボード、多言語情報サイト
3	沼津市					○	○	○	防災パンフレット、ハザードマップ、外国人向け防災訓練、Facebook,HP
4	熱海市								
5	三島市		○					○	防災パンフレット、避難所内コミュニケーションボード(案)作成、生活情報パンフレット(ごみ)
6	富士宮市							○	防災パンフレット、外国人向け防災訓練
7	伊東市				○			○	防災パンフレット、生活情報パンフレット、総務省地震パンフレット配布
8	島田市				○				
9	富士市		○	○			○	○	SNS、避難所内のコミュニケーションボード作成
10	磐田市				○			○	海拔表示
11	焼津市	○	○					○	海拔表示等、生活情報パンフレット、観光庁アプリ紹介
12	掛川市	○			○			○	避難所内コミュニケーションボード作成
13	藤枝市							○	子どもの発達支援センターにおける保護者向け検査報告書
14	御殿場市								
15	袋井市	○			○	○	○	○	役所内の案内表示
16	下田市								
17	裾野市								
18	湖西市	○						○	避難所内コミュニケーションボード作成
19	伊豆市							○	海拔表示等
20	御前崎市							○	海拔表示等
21	菊川市			○				○	役所内の案内表示
22	伊豆の国市								
23	牧之原市						○		
24	東伊豆町					○	○		
25	河津町							○	津波避難・誘導表示
26	南伊豆町								
27	松崎町								
28	西伊豆町							○	海拔表示・避難ビル表示等
29	函南町								
30	清水町				○				
31	長泉町								
32	小山町								
33	吉田町							○	海拔表示等
34	川根本町								
35	森町								

○＝実施、設置、配布

集落支援員について

1 集落支援員の活用事例

1-1 活動内容の分類

分 類	静岡市型	浜松市型	魚沼市型	西伊豆町型
活動内容 (重点的に 取り組んで いる内容)	集落点検、巡回、 見守りの実施	地域おこし協力隊 と同じ事業を実施	まちづくり協議会 のコーディネート 等住民の話し合い の支援	空き家調査、地域 カルテ作成、住民 アンケート実施等 の基礎調査を実施 し、住民へ提供
配置先 (活動先)	特定の集落	事業実施団体	まちづくり協議会 (概ね中学校区)	町全域
類似事例	・長野県白馬市 ・山形県金山町 ・福井県福井市 ・京都府京丹後市	・長野県松川町 ・高知県室戸市 ・沖縄県名護市	・山口県長門市 ・高知県安芸市 ・宮城県気仙沼市 ・奈良県宇陀市 ・宮崎県串間市	・大分県宇佐市 ・青森県中泊町 ・広島県三次市

1-2 新潟県及び魚沼市の事例調査

【新潟県】

- ・H20 に制度導入、現在、30 市町のうち 14 市町が活用
- ・県としては市町間の情報交換を目的とした「集落支援員市町村担当者会議」を運営
- ・新潟県の市町ではアンケート調査の実施や地域カルテを作成し、住民にフィードバックすることで話し合い促進する取組が多い。

【魚沼市】

- ・合併前の市町村単位に 1～3 人配置、9 人が活動中
- ・活動内容は「地域の絆事業」と「コミュニティ協議会への支援」

① 地域の絆事業

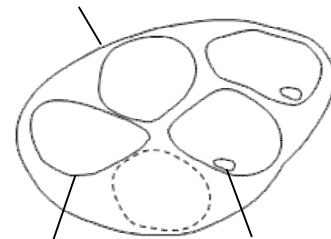
- ・集落点検として全住民へのアンケート調査を実施し、結果を自治会へフィードバックすることで住民の話し合いを促進
- ・集落毎の人口分布や特徴をまとめた地域カルテを作成
- ・高齢化率が高い集落等へは戸別訪問を実施

② コミュニティ協議会への支援

- ・コミュニティ協議会の設立支援や会議の運営支援

旧市町単位に支援員 1～3 人

- ・地域カルテの作成
- ・全戸アンケート調査



コミュニティ協議会
(小学校区単位、約 2,000 人)
・未設立の地区は設立補助
・設立済の地区は運営補助

高齢化率 40%
以上等の集落へ
の個別訪問実施

1-3 特殊事例：和歌山県紀美野町

- ・看護師資格を持った 2 名の集落支援員が定期訪問等高齢者支援活動を実施

2 兼任の考え方

- ・「集落点検の実施」「集落のあり方に関する話し合いの促進」「地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策」のために、住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事する者であるという集落支援員の制度趣旨を勘案して、各市町で判断すべきである。

(件名)

集落支援員（県設置）の活用について

(賀茂地域局)

1 要 旨

- 賀茂1市5町の市町設置の検討に併せ、広域調整等を担う県設置を検討する。
- 集落支援員は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を行う。
- なお、一般的には市町村が実施するものと考えられるが、平成30年度特交ベースで3府県（秋田県、京都府、愛媛県）が実施している。

2 実施状況及び本県設置（案）

府県名	秋田県	京都府	愛媛県	静岡県
支援員数 (専任)	2名	4名	1名	1名
募集方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・過去、地域づくりに取り組むムラ、ムラ人を紹介するHPの運営・管理を業者に委託 ・HPの運営・管理を直営にした際に、委託先の職員を採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣を希望する地域(集落)を市町村経由で募集 ・HPで支援員を募集 ※地域(集落)からの推薦も受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・県から移住相談業務等の委託を受けている「愛媛ふるさと暮らし応援センター」の移住コンシェルジュとして県が公募 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPで支援員を募集
雇用形態等	<ul style="list-style-type: none"> ・県の非常勤職員 報酬：約18万円/月 ※活動費は県が直接支出 	<ul style="list-style-type: none"> ・府の非常勤嘱託員 報酬：11万円/月 活動費：5万円/月 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が委嘱し、「愛媛ふるさと暮らし応援センター」(委託先)に配置 ・報酬は委託費の内数で、受託先が支払う 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の非常勤嘱託員 報酬：11万円/月 活動費：5万円/月
活動地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・HPに掲載の約80地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣希望のあった地域(集落) 	—	賀茂地域1市5町
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・HPに掲載する内容(地域の取組等)の取材・HPの運営管理 ・取材に併せ集落点検、集落での話し合いを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落点検、集落での話し合いのほか、地域(集落)から希望のあった業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住コンシェルジュとして、移住希望者の相談業務等を実施 ※特定の地域での集落点検、集落での話し合いは実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・1市5町が設置する集落支援員に共通する課題など、広域調整が必要な業務。
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・退職後にUターンした方などを主に採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・他県からIターンした方を採用 	

教育委員会の共同設置専門部会

(県教育委員会)

(要 旨)

第23回の専門部会を開催し、令和元年度の重点取組項目における情報共有及び「賀茂地域教育振興方針」の今後の方向性等について協議を行った。

1 会議の概要

(日時) 令和元年 8 月 27 日 (火) 13時30分～15時50分
 (会場) 静岡県賀茂危機管理庁舎
 (議事) 令和元年度重点事項 / 「賀茂地域教育振興方針」の方向性等 / 情報共有等

2 協議内容

(1) 令和元年度重点事項について

項 目	概 要
大学との連携 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡大学が検討している「地域づくりを学ぶ社会人コース (別紙)」設置のためのキックオフセミナーの開催について意見交換 (会場手配が可能か、など) ・各市町教育委員会としては総論で好意的受け止め。ただし、教育委員会だけで方針判断は確定できず、首長部局との調整が必要 ・各市町において、静大・県大・文芸大との交流・連携を推進 (計 12 件)
幼児教育アドバイザーの共同設置	<ul style="list-style-type: none"> ・賀茂地域幼児教育アドバイザーの活動に関する成果及び課題を共有 ・アドバイザーの活動により研修の場が増え、幼児教育充実に向けた意識が向上し、保育の変容に確実に繋がっている、との評価 ・活動時間については、当面は運用面での工夫により対応可能

(2) 「賀茂地域教育振興方針」の方向性について

賀茂地域教育振興方針 (以下「現方針」) の取組期間 (H28～R1) が今年度で終了するのに伴い、来年度以降の取組方針について検討し、教育部会としての方向性をまとめ

ア 基本的な方向性

- 現方針の考え方を引き継ぐ。
- 着実な推進を図るため、現方針中から具体的な重点取組を選定する。
- 現方針になくとも、状況の変化に応じた新たな課題があれば、重点取組に追加する。
- 重点取組は現方針の成果・課題と併せ、「賀茂地域教育振興計画 (仮称)」として今年度中にまとめる。(期間 4 年間程度)

イ 具体的な重点取組

- ・現方針の内容を踏まえ、市町教育委員会の意向に基づき案を決定
- ・現在の重点取組（大学連携、幼児教育、高校魅力化）に加え、幹事会意見も踏まえ「学校統合」及び「社会教育」を追加
- ・重点取組ごとに、1市5町の連携で、より効果的・効率的に実施できること、県・大学・企業・市民町民等との連携等について来年度以降の教育部会で検討

区 分		概 要
重点取組 (案)	幼児教育	・幼児教育の一層の質の向上に向けた方策 (幼保こ小の連携等)
	高校魅力化	・各高校における魅力化の推進 ・各高校の取組を踏まえた地域全体としての魅力化・最適化
	大学連携	・(全体) 連携推進の場(プラットフォーム)構築、学生ツアー ・(静大) 社会人コースの設置検討、卒業者の地域貢献 ・(県大・文芸大) ゼミ・授業でのフィールドワーク等推進
	学校統合	・学校統合(小・中学校)に係る情報共有 ・市町域を超えた学校統合に関する研究
	社会教育	・各市町の取組や課題に係る情報共有 ・連携が可能な取組の推進

3 今後のスケジュール(予定)

時 期	予 定	内 容
11月～	第24回専門部会	・「賀茂地域教育振興方針」の内容協議 ・令和元年度重点事項の検討

静岡大学「地域づくりを学ぶ社会人コース」について

(目的)

- ・まちづくり等に係る理解や知識など、地域に貢献できる能力と志向を持つ社会人人材を養成し、地域発展の礎とする。
- ・社会人コースの運営の場を、地域と大学が交流する一つの拠点として活用する。

(概要)

- ・地域のまちづくりや地域活性化に興味を持ち、参加したい者等を対象とした社会人コース（履修時間：年 60 h 程度－修了証を発行）の設置を検討
専門家養成ではなく、地域づくりに参加したい地域住民に対する初心者向けコース無理なく履修できるようにオンライン教材、遠隔授業なども活用する予定
- ・履修後は、地域づくりに参加できる道を開きたい（市町業務のサポート等含む）
そのために、各地域において、修了者が参加できる活動の場の用意が必要
- ・修了者には、コースの運営をサポートしていただく（可能なら有償のスタッフとして）
- ・開講地域は、賀茂地域を想定

(参考：Web によるニーズ調査 H30 回答者 294 人)

- ・伊豆（賀茂）地域での開講の興味 4 割弱
- ・伊豆（賀茂）地域での履修希望 5 割程度
- ・履修希望者の方は、地域活動への参加希望も高い

(今年度の取組)

- ・キックオフセミナーを開催し、どれくらいの人数が集まるか、どのような履修内容、地域活動に関心があるかなど、ニーズを把握したい
 - ・セミナーの想定内容：講演（地域づくりと住民の関わりといった内容）＋講演を受けたワークショップ等
 - ・そのためには、セミナーを開くスペース（会場）等が必要（定員 20～30 名程度）
- 各市町の意向をおうかがいしたい

(今後の社会人コースの設置に関しておうかがいしたいこと)

- ・このような社会人コースに対するニーズがあると思われるか
- ・どのような内容の社会人コースが望ましいと考えるか
- ・次年度以降の社会人コースの会場を提供いただけるか
- ・修了者が参加できる地域活動の場があるか、あるいは今後展開することができるか
また、そのためのサポート（場、必要に応じた資金の提供等）ができるか
- ・この件に対する市町の窓口はどこになるか

令和元年10月2日

「静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学と賀茂1市5町の相互連携に関する協定」に基づく交流拠点施設の整備について

(賀茂地域局)

(要旨)

平成30年12月に締結された「静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学と賀茂1市5町の相互連携に関する協定」における目的の達成と、連携事項の推進を図るため、交流拠点施設の整備を行う。

(交流拠点施設の概要 (案))

○施設名称：静岡県下田総合庁舎別館2階第8会議室等 (旧賀茂保健所執務室)

(静岡県下田市中531-1)

若者定住専門部会

(賀茂地域局)

(要旨)

前回の賀茂地域広域連携会議以降、専門部会を3回開催し、「今後の若者定住専門部会のあり方」のほか、「利便性の高い窓口づくり」、「賀茂の子づくり」及び「具体的な行動・推進装置づくり」について検討・意見交換等を実施し、今後のあり方について、専門部会案を取りまとめた。

1 専門部会の開催概要

日 時：第17回 令和元年6月25日(火) 午後2時～午後4時
 第18回 令和元年8月29日(木) 午前10時～正午
 第19回 令和元年9月26日(木) 午後3時～午後5時
 会 場：静岡県賀茂危機管理庁舎

2 協議事項

○専門部会の今後の重点項目（案）

重点項目：賀茂地域出身者の定住・定着化の推進

Iターン中心の移住定住施策については、1市5町と民間団体、県が連携し、チーム賀茂としても施策推進に取り組み、一定の成果を上げていることから、**今後は、地域の児童生徒等の定住・定着志向を高めることや、地域の大人も総がかりで「賀茂の子」を育て、送り出し、帰ってきてもらうために、出身者の定住・定着化を重点項目として取り組む。**

○重点項目の取組例

- 教育委員会の共同設置専門部会と連携した大学生との交流事業
- 最高学年の児童・生徒生徒と地域住民を対象としたアンケート実施及び結果を踏まえた施策展開の検討
- 「IZU CHALLENGER AWARD」との連携
- 地域で輝く大人・企業に学ぶフォーラム

<これまでの取組>

理念	実施項目
○ Iターン中心の移住定住施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付様式の共通化 (H29.10～) ・相談者の許諾に基づいた情報共有体制の整備 (H29.10～) ・1市5町の基本情報一元化 (H29.10～) ・1市5町の基本情報一元化パンフレット作成配布 (H30.4～) ・相談スキルアップ研修会の実施 (R1.9)
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の児童生徒等の定住・定着志向を高めること ○地域の大人も総がかりで「賀茂の子」を育て、送り出し、帰ってきてもらうこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・賀茂地域ではたらくのりもの大集合！ (H29中止、H30実施) ・ウィキペディアタウン勉強会の開催 (H29) ・成人式アンケート (H30.1、H31.1) ・高校生の実践的インターンシップ (H30) ・高校生のKAMOマルシェ (H29～)
<p>平成29年6月に設置した当専門部会は、地域の児童生徒等の定住・定着志向を高めること（賀茂の子づくり）、地域の大人も総がかりで「賀茂の子」を育て、送り出し、帰ってきてもらうこと（具体的な行動・推進装置づくり）、Iターン中心の移住定住施策の推進（利便性の高い窓口づくり）を理念に、これまで上記の項目を実施。</p>	

3 報告事項

(1) 移住相談窓口担当者向け相談スキルアップ研修会の開催

相談者の利便性を高めるため、市町の窓口担当者向けの研修会を実施した。

実施日	令和元年9月26日（木）午後3時～午後5時
講師	有楽町相談窓口相談員、NPO法人伊豆未来塾
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な相談の流れ（有楽町：30分、NPO法人：20分） ・対応が難しいケースごとの相談対応方法（有楽町：30分） ・移住者の声（NPO法人：20分） ・その他各部門からの情報提供（事務局：10分）
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者14名（うち民間団体3名、行政機関11名） ・今後、同様の研修会が実施された場合、参加したい 13名 ・興味のある項目として、「空き家バンク」や「各市町の対策事例」、「事業承継」、「行政機関とNPOの協力方法」が挙げられた。 <p>【参加者の声】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住相談のノウハウを学ぶことができた。今後活かしたい。 ・移住定住を扱うNPO同士の交流の場になる。 ・実施時期については、年に複数回開催されると良い。

(2) 高校生のKAMOマルシェ2019

賀茂地域の食材に触れ、食を通じて地元の良さを知る契機、職業体験として開催する。今年度で3回目の実施。

実施日	令和元年11月4日（月・祝）
会場	河津バガテル公園（河津町）
参加校	下田高校、下田高校南伊豆分校、松崎高校、稲取高校
内容	賀茂地域の食材を使用した商品販売、演奏、研究発表
今後の展開	<p>参加各校に対し、「IZU CHALLENGER AWARD 2019」における「伊豆マルシェ」への応募を推奨。</p> <p>（実行委員会形式で企画が検討されている当該アワードでは、起業・スキルセミナーが開講予定で、マルシェに参加する高校生も受講可能とする方針であることから、商品開発や販売等のノウハウ取得など、高校生の活動をさらに進化させるメリットがあると考えられるため）</p>

(3) 1市5町の情報一元化パンフレットの改正

交通状況や教育情報、生活情報等を追加し、移住希望者に対し、より詳しく生活の情報が得られるよう改正を加える。

4 スケジュール

時期	項目	内容
令和元年10月	第20回専門部会	○効果的な「若者定住」施策に関する検討

賀茂地方税債権整理回収協議会の取組

(賀茂地方税債権回収協議会・下田財務事務所)

(要旨)

賀茂地方税債権整理回収協議会（以下「協議会」と記載。）の運営委員会等で令和2年度以降の協議会活動について協議し、相互併任による共同徴収活動の継続を確認した。

1 これまでの取組

区分	導入期 (H28、29年度)	移行期 (H30、R元年度)
形態	県主導	市町主体
構成	県、1市5町	1市5町
県職員派遣業務	直接派遣3名 〔 進行管理の実施 徴収技術のOJT 〕	技術派遣1名（トップリーダー） 〔 進行管理マネジメントの指導、支援 〕
取組内容	・進行管理の導入 ・徴収技術の伝授	・進行管理の確立 ・徴収技術の高度化
事務局	下田財務事務所	下田市（県はオブザーバー）

2 これまでの成果

- ・ 滞納整理マニュアルや進行管理実施マニュアル、滞納処分の実行の停止事務取扱基準などを作成し、**統一ルールに基づく滞納整理を組織的に実施**。
- ・ 市町村税（国民健康保険税を含む）の**収入率が向上し、収入未済額が半減**。
- ・ トップリーダーの指導等により、係長等リーダーのマネジメント力の向上と自立心が育ってきた。
- ・ 相互併任職員を中心に、**市町職員の徴収力と徴収事務に対する意識の向上**。

(1) 市町別収入率の推移（国民健康保険税（料）含む）

単位：%

年度	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	管内計	県計
H26	79.9	80.9	84.4	86.4	84.9	93.9	83.2	91.6
H27	83.0	82.1	85.9	91.2	85.5	96.3	85.6	92.2
H28	85.6	85.4	90.1	92.1	89.6	97.4	88.3	93.1
H29	87.5	87.5	91.9	92.9	91.6	98.2	90.0	94.1
H30	88.9	88.1	92.4	94.0	92.3	98.6	91.0	95.0
H30-H26	+9.0	+7.2	+8.0	+7.6	+7.4	+4.7	+7.8	+3.4

(2) 市町村別収入未済額の推移（国民健康保険税（料）含む）

単位：千円

年度	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	管内計
H26	809,856	451,873	197,602	127,129	157,768	74,270	1,818,498
H27	671,548	389,970	148,473	105,702	136,085	43,736	1,495,514
H28	548,236	311,096	126,456	89,802	95,229	27,547	1,198,366
H29	456,239	253,553	103,971	79,725	70,203	13,265	976,956
H30	341,801	185,198	86,558	57,407	38,210	14,413	723,587
H30-H26	Δ468,055	Δ266,675	Δ111,044	Δ69,722	Δ119,558	Δ59,857	Δ1,094,911

3 課題

- ・ 取組前と比較して、管内計の収入未済額を半減し、収入率も上昇しているが、**滞納繰越率が県平均より高く**（平成30年度の県平均4.9%で管内は8.8%）、**収入率が県平均レベルに未達**である。
- ・ 市町の人事異動などによる進行管理、マネジメント力等の低下が懸念される。
- ・ 加えて、**技術派遣が終了することで、高度化する困難滞納案件への対応が滞り、滞納額が累積するおそれ**がある。

4 今後の目標

- ・ 令和2年度から2年間で自立期と位置づけ、**自立した滞納整理と進行管理体制の確立**。
- ・ 人事ローテーションの相互調整等で徴収スキルの維持。
- ・ 滞納繰越分を中心とした滞納整理から、**現年中心の早期滞納整理を行う体制として、収入率を県平均レベルに向上**。

5 令和2年度以降の共同徴収取組

細部については引き続き検討し、協議会設置要綱や相互併任徴収実施要綱などの見直しを行うこととなるが、現時点での決定事項は次のとおり。

- ・ 1市5町において**相互併任による共同徴収を継続**する。
- ・ 各市町税務担当係長を特別滞納整理チームの各班リーダーとして配置し、進行管理の実施等の業務を行う。
- ・ **リーダーにも併任辞令を発令し、リーダーに併任職員も加えた業務推進部会を設置し、徴収技術の更なる高度化や困難滞納案件の検討を行うとともに、搜索や県外滞納整理などの進行管理**を行う。

6 参考（県の対応）

- ・ 市町の自立を促すことを原則とするが、困難滞納案件への対応するため、令和2年度は税務課個人住民税対策班の**静岡県職員短期派遣制度**を活用し、派遣された職員が**市町のアドバイザー**となり、**業務推進部会で困難案件への処理アドバイスや市町が行う進行管理ヒアリング時の立ち合い**などで**適宜市町を巡回し、困難滞納案件の早期対応**を図る。
- ・ 下田財務事務所はオブザーバーとして、業務推進会への出席や市町職員の徴収技術向上のための研修会等を協議会と共同して開催するなどの支援を行う。
- ・ また、短期派遣職員が市町を巡回等する際に下田財務事務所の徴収担当職員も同行し、市町支援のノウハウを蓄積するとともに、滞納案件の処理状況や市町からの要望などを聴取し、下田財務事務所による令和3年度以降の市町の徴収技術向上に役立てる。

賀茂地方税債権整理回収協議会

(管内6市町で構成する任意組織)

自立期

目的

- 広域連携の実現に向けた効率的な徴収事務の共同実施
- 賀茂地域全域における徴収体制の強化
- 個人住民税を含む市町村税の収入未済額の縮減
- 市町税務職員の徴収技術の向上

組織・体制

運営委員会

(市町：税務担当課長 県：オブザーバー)

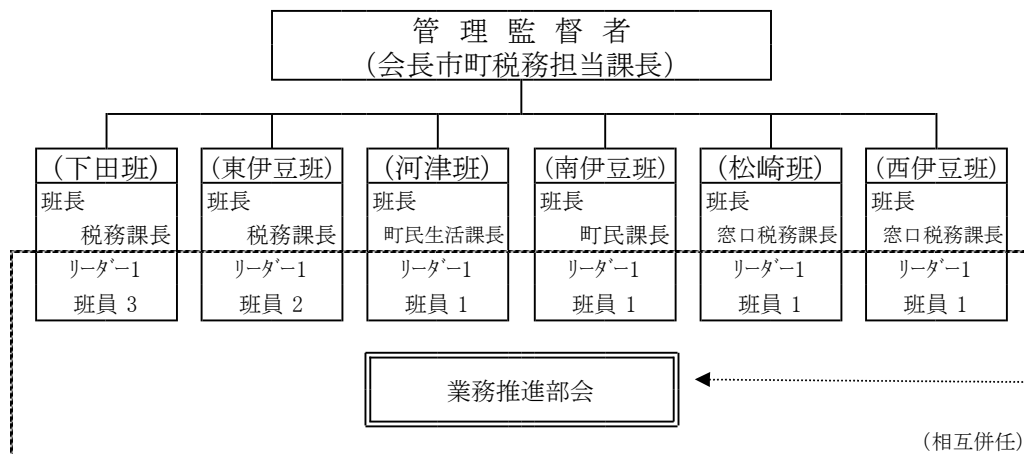
- 滞納整理の基本方針の策定
- 全体事業計画及び目標の策定等

事務局

(会長市町)

- ・市町職員（リーダー、班員）は、併任発令
- ・市町税の徴収事務の共同処理
- ・徹底した財産調査と滞納処分（差押、捜索、公売等）の実施

<令和2年度以降の特別滞納整理チーム等の体制>



<市町別併任職員数>

下田市：4名 南伊豆町：2名
東伊豆町：3名 松崎町：2名
河津町：2名 西伊豆町：2名

<財産調査、滞納処分、進行管理>

- 業務は市町で行う
- 滞納処分は、課税権者（市町長）の名で行う
- 各市町リーダーは他市町リーダーを支援

滞納者

(6市町の滞納事案を組織で処理)

共同徴収の機能

- ・全体計画の進行管理（効率的な事務執行サイクルの維持）
- ・徴収スキルの維持（人事ローテーションの相互調整等）
- ・強化月間、一斉催告等の統一の実施
- ・捜索、公売の共同実施
- ・業務推進部会による情報共有、困難事案の検討、研修等の開催